

「家計急変世帯」の該当基準と判定方法について

該当基準

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと
- ② 令和3年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税（均等割）非課税（相当）水準以下であること

判定方法のイメージ

※表は、生活保護級地区分1級地（東京都区部等）の給与所得者の例です。（非課税相当水準であるかは世帯員全員それぞれ判定）
非課税相当限度額は、市区町村ごとに異なりますので、適用される限度額は、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

新型コロナ
ウイルス感
染症の影
響を受
けて収
入が減
少し
たこと

+

R3.1以降
の任意
の1
か月収
入

↓

\leq

\times 12月（年収換算）

	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円以下	45.0万円以下
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	156.0万円以下	101.0万円以下
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円以下	136.0万円以下
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.7万円以下	171.0万円以下
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.7万円以下	206.0万円以下
障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合	204.4万円未満	135.0万円以下

※所得は令和3年分の源泉徴収票又は年収換算から給与所得控除額、経費等を減額して算出

※障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合に該当する世帯は、右欄の額を適用。これを超えた場合には、その上の表を適用

(参考) 非課税（相当）限度額の考え方 ※生活保護級地区分1級地の場合
 ○所得額ベース 35万円×世帯人数（注）+10万円+21万円（※単身又は扶養親族がいない場合は45万円）
 ○収入額ベース 所得ベース限度額+給与所得控除額
 （注）世帯人数は、申請者本人、同一生計配偶者および扶養親族（16歳未満の者も含む）の合計人数
 ※税法上の扶養に入る条件は、所得金額48万円以下（給与収入103万円以下）

(具体的な取扱い)

①所得(収入)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月以降令和4年9月までの任意の1か月の収入により経済状態を推定 ・収入の種類は給与、事業、不動産、年金 ※非課税の公的年金等収入（遺族年金など）は含まない ・収入では要件を満たさない場合、1年間の所得でも判定できるようにする。 ※令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票等の写しがある場合には、当該写しに基づく判定も可能。 ※令和4年度分住民税均等割の課税決定（令和4年6月）以降に、令和3年中の収入をもとに申請をする場合には、当該課税決定の内容（又は非課税証明書の添付）により判定。
②判定対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの収入（所得）について判定
③世帯の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時点における状況で判定 ※一度給付を受けた世帯に属する者を含む世帯は対象外。 ※同居親族が別世帯として同一住所に住民登録されている場合（世帯分離）は、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合は、もう一方の世帯への支給は認めない。